

目次

第 2 章 勤務

第 1 節 勤務心得（第 4 条―第 9 条）

第 2 節 勤務時間、休憩及び休日（第 10 条―第 13 条）

第 3 節 時間外勤務及び休日勤務（第 14 条・第 15 条）

第 4 節 出勤、退出及び欠勤（第 16 条―第 22 条）

第 5 節 休暇（第 23 条―第 28 条）

第 6 節 育児休業及び介護休業並びに配偶者同行休業（第 29 条・第 29 条の 2）

附則

第 2 章 勤務

第 1 節 勤務心得

（勤務心得）

第 4 条 職員は、機構の公共的使命を自覚し、公平誠実を旨とし、能率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、その職務を遂行するについて、法令及び諸規程を順守するとともに、相互に人格を尊重し、上司の指示命令に従い、相携えてその職責を全うしなければならない。

3 監督的地位にある職員は、所属する職員を常に指導統率するとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

（禁止行為）

第 5 条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1） 機構の名誉をき損し、又は利益を害すること。

（2） 職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。

（3） 理事長の許可を受けないで他の業務につくこと。

（4） 職務上必要がある場合のほか、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。

（5） 機構の秩序及び職場規律をみだすこと。

（証人等になる場合の措置）

第 6 条 職員が法令による証人、鑑定人等となって職務上の秘密に属する事項を発表しようとする場合は、理事長の許可を受けなければならない。

（機構内での集会、印刷物の配付等）

第 7 条 職員は、機構内で業務外の集会を行い、又は業務外の印刷物を配布し、若しくは掲示しようとする場合は、あらかじめ総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出て、その許可を受けなければならない。

（職員の弁償責任）

第 8 条 職員が故意又は過失により機構に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

2 前項の弁償額は、理事長が定める。

（届出事項）

第 9 条 職員は、次に掲げる事項について異動が生じた場合は、すみやかに総務部長に届け出なければならない。

（1） 氏名、生年月日、性別及び世帯主についてはその旨（世帯主でない者については世帯主との続柄）

（2） 住所

- (3) 履歴及び資格に関する事項
 - (4) 扶養親族に関する事項
 - (5) その他人事管理上必要として指示された事項
- 2 職員が死亡した場合は、所属の部長又は室長（大阪支店にあっては支店長）は、その年月日及び原因を、すみやかに総務部長に届け出るものとする。

第2節 勤務時間、休憩及び休日

（勤務時間）

第10条 職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1種職員(第1種職員として所属の部長又は室長（大阪支店にあっては支店長）が指定した職員)

始業時刻 午前8時45分

終業時刻 午後5時30分

- (2) 第2種職員(第1種職員を除く。)

始業時刻 午前9時15分

終業時刻 午後6時00分

（休憩時間）

第11条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

- 2 理事長又はその委任を受けた者は、妊娠中の女性職員からその者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた旨の申し出があった場合には、当該職員が適宜休息するために必要な時間勤務しないことを承認することができる。

（勤務時間等の変更）

第12条 理事長は、機構の業務のため又は交通難緩和に協力するため、その他必要と認める場合は、第10条に規定する勤務時間及び前条に規定する休憩時間を変更することができる。

（休日）

第13条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12月29日から31日まで、1月2日及び1月3日)
- (4) 前各号のほか、特に理事長が指定する日

2 前項の休日は、機構の業務の都合により、理事長の定める他の日と振り替えることができる。

3 前項の規定により振り替えられた休日の勤務は、正規の勤務日の勤務として取り扱う。

第3節 時間外勤務及び休日勤務

（時間外勤務休日勤務）

第14条 理事長又はその委任を受けた者は、業務上特に必要がある場合は、職員に対して第10条に規定する勤務時間外若しくは第12条の規定により変更した場合の勤務時間外に、又は前条に規定する休日に勤務させることがある。この場合においては、満18歳未満の職員については時間外勤務及び休日勤務をさせないことその他別に定める事項を条件としなければならない。

2 災害その他避けることのできない理由によって時間外勤務の必要を認める場合には、前項の規定にかかわらず、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において勤務時間を延長することができる。

3 妊娠中の女性職員又は産後1年を経過しない女性職員が請求した場合においては、第2項の規定にかかわらず時間外勤務又は休日勤務をさせないものとする。

4 職員が第10条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合は、別に定めるところにより、時間外勤務手当を支給する。

（勤務時間等の適用除外）

第 15 条 自動車の運転その他別に指定する特殊勤務に従事する者の勤務時間等については、第 10 条及び第 11 条の規定にかかわらず別に定めることができる。

第 4 節 出勤、退出及び欠勤

(出勤)

第 16 条 職員は、始業時刻までに出勤し、独立行政法人福祉医療機構文書取扱規程（平成 24 年規程第 1 号）第 2 条第 4 項に規定するりん議・決裁システムを用いて、出勤を表示しなければならない。

(遅刻、早退等)

第 17 条 職員は、病気その他やむを得ない理由により、遅刻するとき、勤務時間中に一時職務を離れるとき、又は早退するときは、あらかじめ、所属の部長又は室長（大阪支店にあっては課長）を経て総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由のため、あらかじめ、承認を受けることができなかったときは、その旨を事後すみやかに届け出て承認を受けなければならない。

2 災害、交通事故、その他不可抗力により遅刻、早退したときは、遅刻、早退として取り扱わない。

(所定の場所以外での勤務)

第 18 条 職員は、機構の業務のため、所定の勤務場所以外の場所で勤務する必要がある場合は、所属の部長又は室長（大阪支店にあっては課長）の承認を受け、あらかじめ、総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出なければならない。

(欠勤)

第 19 条 職員は、病気その他やむを得ない理由で欠勤しようとする場合は、あらかじめ、その理由及び期間を示し、所属の部長又は室長（大阪支店にあっては課長）を経て総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由のため、あらかじめ、届け出ることができなかった場合は、その旨を事後すみやかに届け出て承認を受けなければならない。

(病気欠勤)

第 20 条 職員は、傷病による欠勤（以下「病気欠勤」という。）のため 6 日以上にわたって勤務しない場合は、前条に規定する届出に病状及び欠勤見込日数を記載した医師の診断書を添えなければならない。

2 職員は、病気欠勤のため引き続き 30 日を超えて勤務しない場合は、前項の規定にかかわらずあらためて診断書の提出を命ぜられることがある。

3 次に掲げる場合以外の場合における病気欠勤（以下この条において「特定病気欠勤」という。）の期間は、次に掲げる場合（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して 90 日を超えることはできない。

(1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 第 28 条の規定により、生理日の就業が著しく困難な女性職員に対して休暇を与えた場合

(3) 第 51 条第 2 項に規定する健康診断の結果に基づく職員の健康保持上必要な措置を命じた場合

4 前項、次項及び第 6 項の規定の適用については、連続する 8 日以上期間の病気欠勤した職員（この項の規定により病気欠勤の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して特定病気欠勤した期間の末日の翌日から、勤務時間のすべてを勤務した日の日数（第 6 項において「実勤務日数」という。）が 20 日に達する日までの間に、再度の特定病気欠勤したときは、当該再度の特定病気欠勤の期間と直前の特定病気欠勤の期間は連続しているものとみなす。

5 特定病気欠勤の期間が除外日を除いて連続して 90 日に達した場合において、90 日に達した日後においても引き続き傷病（当該傷病の症状等が、当該特定病気欠勤の期間の初日から当該傷病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気欠勤に係る傷病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため

療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項の規定にかかわらず、当該90日に達した翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る病気欠勤を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気欠勤の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 6 特定病気欠勤の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該特定病気欠勤の期間における特定病気欠勤に係る傷病の症状等と明らかに異なる傷病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項の規定にかかわらず、当該傷病に係る特定病気欠勤を承認することができる。この場合において、当該特定病気欠勤の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 療養期間中の休日その他の病気欠勤の日以外の勤務しない日は、第3項から前項までの規定の適用については、特定病気欠勤した日とみなす。
- 8 職員は、傷病のため転地療養を必要とする場合は、医師の証明書を添えてその転地先及び期間等の必要事項を、所属の部長又は室長（大阪支店にあっては課長）を経て総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出なければならない。

（無届欠勤）

第21条 第17条第1項又は前条に規定する承認を受けない職員の遅刻、早退、欠勤等については無届欠勤として取り扱うことがある。

（年次有給休暇の振替）

第22条 第17条の規定により遅刻又は早退の届出があった場合、及び第19条の規定により欠勤の届出があった場合に限り、次条に規定する年次有給休暇の日数の範囲内で、当該職員の希望により年次有給休暇に振り替えることができる。

第5節 休暇

（年次有給休暇）

第23条 職員は、毎年度（4月1日から翌年3月31日までの間）において20日の年次有給休暇を受けることができる。

- 2 年度の途中において採用され、又は復職した職員のその年度における年次有給休暇の日数については、当該職員の採用又は復職月に応じて、次のとおりとする。

採用月（復職）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 3 人事交流により、国家公務員等から引き続き職員となった者の年次有給休暇の日数については、職員となった年に限り、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該職員が引き続いて国家公務員等であった場合における年次有給休暇の日数に5日を加えた（1月1日から3月31日までの間に職員となった者は当該年の4月1日に5日を加える）日数とする。
- 4 前3項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、機構が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、職員が自ら年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（年次有給休暇の繰越）

第24条 前条の休暇に未使用の日数があるときは、その日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

（年次有給休暇の届出）

第25条 職員は、年次有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ、その期間を所属の部長又は室長（大阪支店にあっては課長）を経て総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後すみやかに届け出なければならない。

2 前項の場合において、機構の業務上必要があるときは、年次有給休暇を受ける時期及び期間を変更されることがある。

(特別有給休暇)

第 26 条 職員は、第 23 条に規定する年次有給休暇のほか、次の各号に掲げる特別有給休暇を受けることができる。

- (1) 本人が結婚する場合 5 日以内
- (2) 子が結婚する場合 2 日以内
- (3) 兄弟姉妹が結婚する場合 1 日
- (4) 父母、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下次号、第 6 号及び第 13 号から第 15 号において同じ。）又は子が死亡した場合
葬祭を主宰する者 7 日以内
その他の者 4 日以内
- (5) 祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡した場合
葬祭を主宰する者 4 日以内
その他の者 3 日以内
- (6) 前号に該当しない三親等以内の親族が死亡した場合
葬祭を主宰する者 2 日以内
その他の者 1 日
- (7) 女性職員が出産する場合
出産予定日以前 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)に当たる日から出産の翌日以後 8 週間に当たる日までの期間(出産の翌日以後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (8) 妊娠中の女性職員が、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合及び出産後 1 年以内の女性職員が医師又は助産師から指示を受け、保健指導又は健康診査を受ける場合 必要と認めた時間
- (9) 妊娠中の女性職員で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 1 日 1 時間以内
- (10) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日(体外受精又は顕微授精に係る通院等の場合にあつては、10 日)の範囲内の期間
- (11) 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- (12) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして機構が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして機構が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち機構が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務をしないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日(その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあつては、10 日)の範囲内の期間
- (13) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者、父母及び子(祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。)並びに配偶者の父母(以下「対象家族」という。)の介護その他の機構が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務し

ないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(14) 配偶者が出産する場合 3日以内

(15) 配偶者が出産する場合であって出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16) 父母の祭礼を行う場合 1日以内

(17) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、交通しや断又は隔離された場合 その期間

(18) 職員の住居が火災その他の災難にあった場合 総務部長(大阪支店にあっては支店長)が認定する期間

(19) 天災又は交通機関の事故等のため、やむを得ず勤務できなかった場合 総務部長(大阪支店にあっては支店長)が認定する期間

(20) 裁判員、証人、参考人、鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、その他の官公署に出頭する場合 そのつど必要とする期間

(21) 選挙権、その他公民としての権利を行使する場合 そのつど必要とする期間

(22) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

(23) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって機構が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(24) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により職員が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 理事長が認定する期間

2 前項各号に掲げる場合において、勤務地を離れて旅行する必要があるときは、これに要した期間を特別有給休暇として認めた期間に加算する。

(特別有給休暇の届出)

第27条 職員は、前条に規定する特別有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめその理由及び期間を明示して、所属の部長又は室長(大阪支店にあっては課長)を経て総務部長(大阪支店にあっては支店長)に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができなかった場合は、事後すみやかに届け出て、その承認を受けなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な女性職員に対する休暇)

第28条 女性職員で生理日の就業が著しく困難な者が請求したときは、その者に対して休暇を与える。

- 2 前項の休暇を受けようとする者は、所属の部長又は室長（大阪支店にあっては課長）を経て総務部長（大阪支店にあっては支店長）に届け出るものとし、勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間を有給休暇とする。

第6節 育児休業及び介護休業並びに配偶者同行休業

（育児休業及び介護休業）

第29条 職員の育児休業及び介護休業については、別に定めるところによる。

（配偶者同行休業）

第29条の2 職員の配偶者同行休業については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 機構設立の際、現に社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の職員としての身分を有し、引き続き機構の職員となった者については、これらの者が引き続いて事業団の職員であったならば受ける権利及び義務は承継する。また、事業団の職員であった期間を機構の職員であったものとみなして、この規則の規定を適用する。

附 則（平成17年4月1日）

この規則の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この規則の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 実施日の前日において、年金資金運用基金（以下「基金」という。）の職員としての身分を有し、引き続き機構の職員となった者における欠勤、年次有給休暇、特別有給休暇、育児休業、介護休業及び休職の日数又は期間の算定については、基金における日数又は期間を通算して算定するものとする。

附 則（平成18年7月1日）

この規則の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。

附 則（平成21年4月1日）

この規則の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成22年6月30日）

この規則の一部改正は、平成22年6月30日から実施する。

附 則（平成23年4月1日）

この規則の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成24年3月27日）

- 1 この規則の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この規則の実施の日前に傷病のため病気欠勤をした場合において、同日以後も同一の傷病のため引き続き病気欠勤をしたときは、当該欠勤の期間の計算に当たっては、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月22日）

この規則の一部改正は、平成25年1月22日から実施する。

附 則（平成25年3月29日）

この規則の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

この規則の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

この規則の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
(年次有給休暇に関する経過措置)
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在職する職員（以下「在職職員」という。）に係る令和 2 年度における年次有給休暇の日数及び時間数（以下「日時数」という。）については、改正後の就業規則第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 1 月 1 日（令和 2 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までの間において採用され、又は復職した職員については、当該職員の採用日又は復職日。以下「基準日」という。）において改正前の就業規則第 23 条第 1 項及び第 24 条の規定により受けることができるとされた年次有給休暇の日時数から、基準日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得した年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数に 5 日を加えた日時数とする。
(看護休暇に関する経過措置)
- 3 在職職員に係る令和 2 年度における改正後の就業規則第 26 条第 1 項第 11 号の特別有給休暇（以下「看護休暇」という。）の日時数については、改正後の就業規則第 26 条第 1 項第 11 号の規定にかかわらず、改正前の就業規則第 26 条第 1 項第 11 号の規定により受けることができるとされた看護休暇の日数から、基準日から令和 2 年 3 月 31 日の間に取得した看護休暇の日時数を減じて得た日時数に、当該子が一人の場合は 1 日 2 時間を、当該子が二人以上の場合は 2 日 4 時間を加えた日時数とする。
(介護休暇に関する経過措置)
- 4 在職職員に係る令和 2 年度における改正後の就業規則第 26 条第 1 項第 12 号の特別有給休暇（以下「介護休暇」という。）の日時数については、改正後の就業規則第 26 条第 1 項第 12 号の規定にかかわらず、改正前の就業規則第 26 条第 1 項第 12 号の規定により受けることができるとされた介護休暇の日数から、基準日から令和 2 年 3 月 31 日の間に取得した介護休暇の日時数を減じて得た日時数に、当該家族が一人の場合は 1 日 2 時間を、当該家族が二人以上の場合は 2 日 4 時間を加えた日時数とする。
(ボランティア休暇に関する経過措置)
- 5 在職職員に係る令和 2 年度における改正後の就業規則第 26 条第 1 項第 22 号の特別有給休暇（以下「ボランティア休暇」という。）の日数については、改正後の就業規則第 26 条第 1 項第 22 号の規定にかかわらず、改正前の就業規則第 26 条第 1 項第 22 号の規定により受けることができるとされたボランティア休暇の日数から、基準日から令和 2 年 3 月 31 日の間に取得したボランティア休暇の日数を減じて得た日数に 2 日を加えた日数とする。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日)

この規則の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 4 年 10 月 27 日)

この規則の一部改正は、令和 4 年 10 月 27 日から実施し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 1 月 4 日)

この規則の一部改正は、令和 5 年 1 月 4 日から実施し、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日)

- 1 この規則の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 45 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 歳」とあるのは同表の右欄にそれぞれ掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日	64 歳

- 3 令和 14 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる者のうち、年齢満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者について、希望する者については再雇用する。ただし、第 46 条第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 第 45 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項により定年退職した者
 - (2) 施行日以後に第 45 条第 5 項の規定により採用された者のうち、別に定める任期が満了したことにより退職した者
- 4 令和 5 年 3 月 31 日までに 60 歳に達している者の再雇用については、第 45 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日)

この規則の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日)

この規則の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 47 条の改正規定については、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。